

総務委員会会議記録

総務委員長

- 1 日時
平成25年3月5日（火曜日）
午前10時2分開会、午前11時17分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、八重樫調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、
田中総務室入札課長、堀江人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、
大槻法務学事課総括課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、會川防災危機管理監、
小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
中村政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室首席 I L C 推進監、
西村国体室長兼国体課長、保政策推進室政策監兼 I L C 推進監、
五月女政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、
紺野市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、
畠山 N P O ・文化国際課総括課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長、菅原国体室施設課長
 - (4) 復興局

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監兼まちづくり再生課総括課長、
宮総務課総括課長、森企画課総括課長、
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、
鈴木生活再建課総括課長

(5) 議会事務局

及川議会事務局次長、高坂総務課総括課長

(6) 選挙管理委員会

紺野選挙管理委員会事務局書記長

(7) 出納局

菅原会計管理者兼出納局長、田村出納指導監兼管理課長

(8) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、細川職員課総括課長

(9) 監査委員事務局

門口監査委員事務局長、小原監査第一課総括課長

(10) 警察本部

高橋警務部長、西野警務部参事官兼警務課長、古澤警務部参事官兼会計課長、
田鎖交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第46号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

イ 議案第54号 平成24年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第55号 平成24年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第83号 財産の処分に関し議決を求めることについて

オ 議案第92号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める
ことに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます、ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋警務部長** 2月12日に開催されました提出予定議案等説明会の席上におきまして、本県警察官が酒気帯び運転で検挙されるという非違事案につきまして、当該警察官を2月8日付で懲戒免職処分といたしました旨、御報告申し上げているところでございますが、この場をおかりしまして、県民の皆様にごめましておわび申し上げる次第でございます。

県警察におきましては、全国の警察から応援を得ながら東日本大震災津波からの復興に総力を挙げて取り組んでいるさなかであり、また交通事故抑止に組織として注力している

中で、このような非違事案が発生しましたことは、まことに申しわけなく、深刻に受けとめていただいております。県警察といたしましては、全職員に対しまして職務倫理の再徹底を図るなど、一日も早い信頼回復に向けて取り組んで努力してまいり所存でございます。このたびはまことに申しわけございませんでした。以上です。

○**五日市王委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 46 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 3 款民生費のうち復興局関係、第 9 款警察費、第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部関係、第 12 款公債費並びに第 13 款諸支出金、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 2 款総務費、第 9 款警察費並びに第 11 款災害復旧費第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部関係並びに第 2 項鉄道施設災害復旧費並びに第 4 条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第 46 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。

今回の補正は、国の緊急経済対策に呼応して復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を推進するほか、国の経済対策予備費の活用や事業費の確定等に伴う所要の補正を行うものであり、経済対策対応分として 1,145 億円余の増額、経済対策以外分として 1,631 億円余の減額、合わせて 485 億 1,100 万円余の減額補正を行うものでありまして、まず第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 485 億 1,109 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 1,601 億 5,427 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2 ページから 9 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第 2 条繰越明許費の補正につきましては、第 2 表繰越明許費補正のとおり、第 3 条債務負担行為の補正につきましては、第 3 表債務負担行為補正のとおり、第 4 条地方債の補正につきましては、第 4 表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

まず、10 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正のうち、当委員会所管にかかるとは 2 款総務費、20 ページの 9 款警察費、21 ページの 11 款災害復旧費のうちの 1 項庁舎等施設災害復旧費の一部及び 2 項鉄道施設災害復旧費であります。事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて 25 事業を計上しております。

まず、10 ページの 2 款総務費の主なものは、2 項企画費の第 71 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助、11 ページにまいりまして、4 項地域振興費の東日本大震災津波復興

基金市町村交付金、三陸鉄道運営支援事業費補助などであります。

次に、20 ページをお開き願います。9 款警察費は、交通安全施設整備であります。21 ページをごらん願います。11 款災害復旧費のうち当委員会の所管は、1 項庁舎等施設災害復旧費のうちの地区合同庁舎災害復旧事業、防災情報通信設備災害復旧事業、航空消防施設災害復旧事業、2 項鉄道施設災害復旧費の三陸鉄道災害復旧事業費補助であります。

続きまして、24 ページをごらん願います。第 3 表債務負担行為補正についてであります。1 追加及び、25 ページの 2 変更とも、当委員会の所管にかかるものはございません。

次に、26 ページをお開き願います。第 4 表地方債補正のうち、1 追加は国体関連競技施設整備事業の 1 件であり、27 ページの 2 変更は県境不法投棄現場環境再生事業など 10 件について、記載の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。1 款県税のうち、1 項県民税につきましては、個人所得の向上や雇用状況の回復等によりまして、補正額の合計は 36 億 9,200 万円の増額となっております。4 ページ、2 項事業税につきましては、建設業を中心とした多くの業種における業績回復等によりまして、補正額の合計は 26 億 6,200 万円の増額となっております。5 ページ、3 項地方消費税につきましては、1 目譲渡割の増により 3 億 9,500 万円の増額となっております。6 ページ、4 項不動産取得税につきましては、補正額は 2 億 3,000 万円の増額。7 ページ、5 項県たばこ税は 2 億 5,700 万円の増額となっております。8 ページの 6 項ゴルフ場利用税は 5,500 万円の増額。9 ページの 7 項自動車取得税は 4 億 1,900 万円の増額となっております。10 ページ、8 項軽油引取税につきましては 6 億 5,200 万円の減額。11 ページ、9 項自動車税は、新規登録等の増加により 4 億 5,100 万円の増額となっております。12 ページ、10 項鉦区税につきましては、節間の補正であり増減はありません。13 ページ、12 項産業廃棄物税は 200 万円の増額となっております。

次に 14 ページ、2 款地方消費税清算金は、都道府県間の調整で、他県から支払われる清算金であります。収入額の確定によりまして 4,700 万円の増額となっております。

15 ページ、3 款地方譲与税、1 項地方法人特別譲与税は 8 億 4,000 万円の増額となっております。16 ページの 2 項地方揮発油譲与税は 1 億 2,000 万円の減額となっております。

17 ページ、5 款地方交付税につきましては、復旧復興事業にかかる国費の減に伴う震災復興特別交付税の減額等を見込み、48 億 3,398 万 3,000 円の減額としております。

次に 18 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う補正であります。まず、1 項分担金につきましては、土地改良事業関係等の分担金の補正で 1 億 2,937 万 3,000 円の増額。19 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から、20 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、補正額の合計は 1 億 6,789 万 3,000 円の増額でございます。

21 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより、それぞれ整理を行っ

たものでありまして、まず1項使用料につきましては、1目総務使用料から24ページの9目教育使用料まで、補正額の合計は364万4,000円の減額でございます。25ページ、2項手数料につきましては、1目総務手数料から28ページの9目教育手数料まで、補正額の合計は1億1,347万9,000円の増額でございます。

29ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、事業費の確定による負担金の決定に伴う整理でありまして、1目民生費負担金から、31ページの6目災害復旧費負担金まで、補正額の合計は、そのページの計欄であります。860億734万6,000円の減額となっております。次に、32ページ、2項国庫補助金につきましては、それぞれ国庫補助事業費の確定に伴う整理を行うとともに、国の補正予算第1号にかかる事業の補助金等を計上するものであり、1目民生費補助金から41ページの11目総務費補助金まで、補正額の合計は983億1,949万8,000円の増額であります。

次に、42ページ、3項委託金につきましては、額の決定に伴う整理でありまして、1目総務費委託金から44ページの7目教育費委託金まで、補正額の合計は5億6,025万円の減額でございます。

45ページ、10款財産収入のうち、1項財産運用収入につきましては、公有財産の貸付収入の増等により、補正額の合計は、次のページ、46ページの計欄であります。868万9,000円の増額であります。47ページ、2項財産売却収入につきましては、不動産、物品、生産物の売り払いに伴う整理等であり、1目不動産売却収入から、3目生産物売却収入まで、補正額の合計は、48ページの計欄であります。3億2,449万6,000円の増額であります。49ページ、11款寄附金につきましては、このたびの震災に当たり、国内外から寄せられた寄附金や見舞金等を計上するものであり、補正額の合計は18億3,514万7,000円の増額であります。

次に、50ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計からの繰入金の整理を行うものでありまして、補正額の合計は2,075万3,000円の減額であります。51ページ、2項基金繰入金につきましては、東日本大震災津波復興基金や財政調整基金の活用を図るほか、その他の基金を活用した事業の確定に伴い整理を行うものでありまして、補正額は28億92万9,000円の減額となっております。

次に、52ページ、13款繰越金につきましては、平成23年度決算に基づく繰越金について、58億9,936万円を増額計上するものであります。

53ページ、14款諸収入のうち、1項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入にかかる延滞金、加算金等の整理であり、補正額の合計は321万6,000円の増額であります。次に54ページ、2項預金利子につきましては1億2,464万3,000円の増額。55ページ、3項公営企業貸付金元利収入につきましては、県立病院等事業会計運営資金貸付金の償還に伴い29億9,900万円の増額をするものであります。56ページ、4項貸付金元利収入につきましては、商工観光振興資金貸付金の減など各種貸付金の元金、利子の収入額の整理でありまして、補正額は57ページの計欄であります。164億5,995万1,000円の

減額となっております。58 ページ、5 項受託事業収入につきましては、災害廃棄物緊急処理支援事業の減など、それぞれの受託事業の最終見込みで整理を行うものでありまして、補正額は、59 ページであります。558 億 6,847 万 6,000 円の減額となっております。60 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ発売収益金を計上するものであり、1 億 6,189 万 8,000 円の増額。61 ページ、7 項利子割精算金収入は 459 万 8,000 円の減額となっております。次に、62 ページ、8 項雑入につきましては、各項目の最終見込みで整理を行うものであり、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は、66 ページでございますが、9 億 9,326 万円の増額であります。

67 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から、68 ページの 9 目災害復旧債まで、補正額の合計は、69 ページでございますが、13 億 912 万 1,000 円の減額でございます。

なお、平成 24 年度の県債の発行につきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により説明いたします。227 ページをお開き願います。これは県債の現在高の見込みをお示しする調書であります。事業区分ごとの内容についての説明は省略させていただき、次の 228 ページの上から 5 行目の計欄をごらん願います。数字が入っている列の左から 5 列目が補正前の平成 24 年度末現在高見込額であります。1 兆 4,566 億 1,830 万 9,000 円となっております。これに今回の補正による起債額の減 13 億 912 万 1,000 円と、その右の元金償還見込額の増分 2 億 3,411 万円を減じますと、表の一番右の欄でございますけれども、補正後の平成 24 年度末現在高見込額が、1 兆 4,550 億 7,507 万 8,000 円となるものでございます。以上、御説明したとおり、今回の補正にかかる歳入総額は 485 億 1,109 万 9,000 円の減額となっております。

次に、70 ページをお開き願います。当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費、71 ページの 3 目議員会館費とも所要額の確定等に伴う整理であり、1 款議会費の補正額の合計は 1,276 万 9,000 円の減額でございます。

次に、72 ページ、2 款総務費のうち 1 項総務管理費についてであります。1 目一般管理費から、73 ページの 3 目文書費は、管理運営費等の整理、74 ページにまいりまして、4 目財政管理費は、財政調整基金や東日本大震災津波復興基金、県債管理基金への積立の増など、5 目会計管理費は一時借入利子の減額等、6 目財産管理費以降の各目につきましては、所要額の確定に伴う整理でありまして、1 項総務管理費の補正額の合計は、76 ページでございますが、218 億 128 万 6,000 円の増額となっております。

次に、77 ページ、2 項企画費についてであります。1 目企画総務費では、所要額の確定に伴う整理のほか、岩手県国民体育大会運営基金やいわての学び希望基金、東日本大震災復興交付金基金への積み立ての増など、2 目計画調査費、78 ページにまいりまして、3 目広聴広報費は執行見込み等を踏まえた整理でありまして、補正額の合計は 79 ページでございますが、533 億 8,786 万 3,000 円の増額となっております。

次に、80 ページ、3 項徴税费についてであります。1 目税務総務費は県税還付金の減

額など執行見込みを踏まえた整理、2目賦課徴収費は個人県民税徴収取扱交付金の減等でありまして、補正額の合計は、81ページ、5億852万5,000円の減額となっております。

次に、82ページ、4項地域振興費についてであります。1目地域振興総務費は管理運営費の整理など、83ページ、2目市町村振興費は東日本大震災津波復興基金市町村交付金の増等、3目交通対策費、4目国際交流推進費についても、事業費の確定に伴う整理でありまして、4項地域振興費の補正額の合計は、84ページにまいりまして213億3,017万3,000円の増額となっております。

次に、85ページ、5項選挙費につきましては、4目衆議院議員選挙及び裁判官国民審査費の減などにより、補正額の合計は、86ページでございますが、2億1,012万9,000円の減額となっております。87ページ、6項防災費についてであります。1目防災総務費及び2目消防指導費は、今後の執行見込みを踏まえた整理でありまして、補正額の合計は、88ページでございますが、5,685万1,000円の減額となっております。89ページ、7項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定等に伴うものであり、補正額合計は、90ページでございますが、590万5,000円の増額でございます。91ページ、8項人事委員会費につきましては、1目委員会費及び2目事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でありまして、補正額の合計は、92ページでございますが、290万円の減額となっております。93ページ、9項監査委員費につきましても、同様に執行見込みを踏まえた整理でありまして、補正額の合計は931万7,000円の減額であります。

以上、2款総務費の補正総額は957億3,750万5,000円の増額でございます。

次に、106ページをお開き願います。106ページ、3款民生費、5項災害救助費のうち、当委員会の所管は、説明欄にございます復興局関係でありまして、災害救助費の国への償還金の計上などにより、補正額は135億5,133万1,000円の増額となっております。

また、少し飛んでいただきまして、175ページをお開き願います。9款警察費、1項警察管理費であります。1目公安委員会費から6目恩給及び退職年金費まで所要見込みを踏まえた整理でありまして、補正額の合計は、177ページでございますが、2億580万2,000円の減額となっております。178ページ、2項警察活動費であります。1目一般警察活動費及び2目刑事警察費は、所要見込みを踏まえた整理、179ページの3目交通指導取締費は、交通安全施設整備費の増等でございます。補正額の合計は2,314万3,000円の増額となっております。

以上、9款警察費の補正総額は1億8,265万9,000円の減額でございます。

また、少し飛んでいただきまして、199ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費であります。1目庁舎等災害復旧費のうち、当委員会所管は、地区合同庁舎災害復旧事業費でありまして、事業費の確定による366万1,000円の増額となっております。

次に、209ページをお開き願います。12款公債費につきましては、2目利子の減等により補正額の合計は8億8,180万8,000円の減額であります。

次に、210 ページ、13 款諸支出金、1 項公営企業貸付金につきましては、県立病院等事業会計に対し 30 億円の貸し付けを行うものであり、211 ページ、2 項公営企業出資金につきましては、ルールに基づいて一般会計から支出しているものでありまして、執行見込額を踏まえて 33 万 1,000 円減額するものでございます。212 ページ、3 項公営企業負担金につきましても同様、各公営企業会計への負担金でありまして、補正額は 10 億 1,040 万 5,000 円の増額となっております。213 ページ、4 項地方消費税清算金につきましては、地方消費税の確定に伴う都道府県間の精算金でありまして、補正額は 6 億 6,491 万 3,000 円の増額となっております。

次に、214 ページ、5 項利子割交付金につきましては、県民税利子割の収入額確定に伴う市町村交付金の整理であり、補正額は 291 万 8,000 円の減額でございます。215 ページ、6 項配当割交付金以下も同様の整理であり、416 万 4,000 円の増額でございます。216 ページ、7 項株式等譲渡所得割交付金は 1,403 万 8,000 円の増額、217 ページ、8 項地方消費税交付金は 2,672 万 3,000 円の増額であります。218 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は 3,864 万 5,000 円の増額、219 ページ、11 項自動車取得税交付金は 2 億 9,875 万 6,000 円の増額であります。

以上、13 款諸支出金の補正総額は 50 億 5,439 万 5,000 円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 54 号平成 24 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第 54 号平成 24 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 50 ページをお開き願います。平成 24 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 9,315 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,968 億 6,851 万 1,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 283 ページをお開き願います。まず歳入であります。1 款財産収入、1 項財産運用収入は県債元利基金の利子の増額でございます。補正額は 1,488 万 5,000 円の増額であります。

284 ページにまいりまして、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、一般会計の公債費にかかる繰入金の減額でありまして、補正額は 8 億 803 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出であります。285 ページをごらん願います。1 款公債費の補正の主なものは、県債償還利子の減額などでありまして、補正額の合計は 7 億 9,315 万 4,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 55 号平成 24 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田村出納指導監兼管理課長** 議案第 55 号平成 24 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 53 ページをお開き願います。

平成 24 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 億 9,464 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 56 億 1,126 万 1,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げます。288 ページをお開き願います。まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は 1 目県税の増額、2 目使用料及び手数料の増額を合わせまして 6 億 6,440 万円余を増額しようとするものであります。

次に、289 ページの 2 款繰越金 1 項繰越金は 3,023 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、歳出であります。290 ページをお開き願います。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料にかかる証紙収入を一般会計に繰り出しするものであり、本年度の見込みに合わせて、1 目県税の増額、2 目使用料及び手数料の増額を合わせまして6億9,464万円余を増額しようとするものであります。

以上で平成24年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** 補正の内容については、異議はございません。ただ、今後の議題としてお伺いしておきたいわけですが、県証紙の発行をやめようとする動きもあるようですが、その動向について把握しているのであればお知らせください。ちょっと前近代的な収入方法ではないのかなとも思いますので、可能であれば、その点について何か検討している事項があるのであればお示し願います。

○**田村出納指導監兼管理課長** 県証紙の発行の廃止の動向ということでしたが、本県におきましては、そのような形での県証紙の発行の廃止についての検討は、現在していないところでございます。また、全国的な状況を確認しての十分な把握ができていないかもしれませんが、そのような動向について承知はしておりませんでした。

○**及川あつし委員** そうであるならば、少し動きがあるようでありますので、少し御調査いただいて、結構無駄な事務手続だなど、いつも私はあらゆる分野で思いますので、可能であれば代替措置をとられるように検討していただきますようお願いをしますが、所感を求めて、この点については終わりにします。

○**田村出納指導監兼管理課長** ただいまのお話の件、十分承りまして、全国の状況等の確認をさせていただいた上で、適切に対応してまいりたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第83号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋警務部長** 議案第83号財産の処分に関し議決を求めることについて御説明いたし

ます。議案（その4）の21ページをお開き願います。また、内容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料の議案第83号財産の処分に関し議決を求めることについてによりまして御説明申し上げます。

初めに、1の処分する目的についてでございますが、この土地は旧釜石警察署、沿岸運転免許センター、交通機動隊沿岸分駐隊が所在していた土地でございますが、東日本大震災津波により著しく被災し、全ての建物が使用不能となったもので、建物は既に解体をしているところでございます。

この土地の利活用につきまして、県において、公用または公共用として利活用の見込みがなかったところでございますが、釜石市から企業誘致用地として活用したいとの要望がございまして、この活用が産業振興にとどまらず、雇用の場の創出、地域経済の活性化等に資する公共目的に沿うものであることから、釜石市に売却しようとするものであります。

次に、2の処分する財産の内容についてであります。処分する土地の所在地は、釜石市嬉石町二丁目地内で、細目及び数量は、宅地2万6,738.71平方メートル、処分予定価格は1億5,900万円でございます。なお、処分予定価格につきましては、平成24年12月1日時点の不動産鑑定評価額を参考とし、岩手県財産評価審議会において、不動産鑑定評価額は適当であるとの答申を得ているものでございます。

処分財産の位置図につきましては、裏面に添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第92号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新屋管財課総括課長** 議案第92号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その7）の1ページをお開き願います。

議案の事件ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○の○○○、○○

〇〇を相手方とするものであります。

損害賠償の額は5万6,750円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。損害賠償の原因ですが、平成25年1月19日に〇〇〇〇所有の自動車が釜石市新町地内の国道を走行中、釜石地区合同庁舎敷地内に仮置きしていた廃棄予定の木製のガス台が、風にあおられて移動し衝突したことにより、車両が破損したことによるものであります。以上の事件について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〇**及川あつし委員** 復興局の関係でちょっとお尋ねします。予算特別委員会の総括質疑で取り上げる以外のものでもありますけれども、今、連日3月11日に向かって、各報道機関がこの2年間を検証した記事を連載しておりますし、沿岸の首長もいろいろな課題について言及をされております。県議会においても、一部取り上げられているわけでもありますけれども、いわゆる土地の権利の処理というのか、権利確定等についてなのですけれども、ある事例をいろいろ聞いておきますと、もちろん人手が足りなくて、マンパワーを投入しなければならぬということと、あとは規制緩和をさらに進めてほしいということで、常に答弁されているのですけれども、現場のほうで、それぞれの事業が縦割りになっていて、土地の収用についてどうも効率が悪いのではないかというような意見を伺っております。例えばある地域においては、ある土地があつて、そこについて道路収用の目的で行かれた方と、あとは防潮堤収用の目的で行かれた方がいて、その同じ地権者に対して、それぞれの目的で収用に行って、おたくでもこういう収用目的があつたのと、地権者のところに行って初めてわかったという事例が結構あるやに伺っております。それは、第一義的には政府に対して、今の中途半端な土地収用制度の緩和をもっと具体的にやるべきだと言わないと、多分自民党の部会もそんなに動いていないように私は聞いておりますので、本部会の

ほうで具体的な審議に入るように積極的にもっと言わないと、緩和されないのではないかとということ、あとはマンパワー不足に対してボリュームを投入することと、現場における効率化をもっとやらないと多分進んでいかないのではないかとというような認識を持っております。総括質疑にはこの点を入れなかったのですが、この点について、どういう課題の認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。あと、このことの改善の見込み、今後の政府に対する働きかけなどについても、総括的にお答えいただければと思います。

○蓮見復興担当技監 土地の取得に関する御質問でございますけれども、まずマンパワーの部分につきましては、総務省のスキーム等を通じまして、人材の確保に努めているところでありまして、さらに引き続き要請のほうをしてまいりたいと思っております。

それから、土地の取用の効率が悪いというお話がございましたけれども、地権者の状況等を登記簿等で調べていきますと、該当する地権者が事業ごとに出てくるわけがございますけれども、結果として防潮堤とか、近傍の道路事業とかで同じ地権者に当たってしまうということはある話でございます。事業をやっている部局間でよく連携をとらなければいけないことだと思いますので、各事業所内で情報交換をするなり、あるいは事業主体も違う場合もございますので、そこはうまく連携をとって情報を共有しながら進めていくしかないと思っております。これをゼロにするというのはなかなか難しいかなと、正直そういう思いもいたしておりますが、そのような情報の共有を密にしながら対応させていただきたいと思っております。

それから、土地取得の制度の改善といいますか、簡素化、迅速化につきましては、これまでも機会があるごとに要望させていただいているところでございます。国のほうでも、関係省庁から構成される連絡会が設置されておまして、数回開催されております。その中でも、釜石市の片岸海岸をモデルケースにして、実際にどういう手続が出てきて、どれくらいの事務量になるのかということ踏まえて、具体の例で対応、検討することになっておまして、近々にその連絡会もまた開催されると聞いてございます。そういう場で、具体の例、事務量等を検討することによって、必要な対応等をなされるように、今後とも要望をさせていただきたいと思っております。

○及川あつし委員 ありがとうございます。今釜石市の片岸海岸のお話をされましたけれども、私が聞いたところによれば、あそこも防潮堤のための土地の取得と、きのこ工場のための土地の取得とがダブっていて、それぞれが一緒に土地を取得するために地権者に当たって、これも現場でやっと同じところをやったのだと。何でこのようなことが起きるのかなと。もちろん複雑な構造なのでしょうけれども、土地の図面があったら、最初に図面で必要なところを分けてやっていけばいいのかと思うのですけれども、余りにも複合しているというような感じがあるようです。これについて、今実験的なことでやっているということなのですけれども、今までの例を見てくると、総括質疑で、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの件についてお尋ねしますけれども、やはり制度の取り組みが遅すぎると思いますし、多分幾ら実験しても、もう2年近くやっていたら、一つの土地に

対して200人も300人も地権者がいて、そして相続も終わっていない土地が山ほどあって、これを処理しなければ次に進めないのです。このようなことをやっていたら、いつまでたっても終わらないと思うので、やはり実情については、片岸海岸で今実験的にやっているというお話ですけれども、余りにも政府の対応が遅いと思いますので、これまで集積してきた実例をもっと細かに、このようなことでやっていたらいつまでたっても終わらないということをもっと強く言うべきだと思いますし、政権与党の皆様には特にもお願いするしかないのかなと思っておりますが、高前田理事兼副局長、何か所感があれば伺いたいと思います。

○高前田理事兼副局長 まず、事業用地の円滑な確保に向けた制度の見直しについてでございますけれども、及川委員御指摘のとおり、本県におきましては用地の調達に大変難渋しているところが多々でございます。具体的に申し上げますと、県の防潮堤事業を中心に27工区あるのですが、所有者不明でありますとか、行方不明の方がいらっしゃるといったようなことで取得に時間を要する土地が全体の4割ということでございます。

このようなことを踏まえまして、かねて国に対する要望として、大きく2点要望してございます。一つは不在者財産管理人制度手続の見直しといったようなことで、財産管理人制度にかわって市町村が管理権限を持つような制度を創設して、用地取得を円滑にできないかといったような提案が一つございます。

もう一つは土地収用手続。これについてもっと抜本的なスピードアップができるような土地収用手続の簡素化ができないかといったような要望をしているところでございまして、これは何回も、私どもも先ほど申し上げましたような土地収用で非常に難渋している事例を説明しているところでございますけれども、このようなことから、国では連絡会を立ち上げていただいて、また近々のこの3月にも開催されるという予定にはなっております。この問題については、まだ明確な方針が出ておりませんので、引き続きこういうことを強く要望していきたいと思っております。

それから、もう一点、土地収用に絡んで事業が縦割りで、同じ地権者に別の案件で入るといったようなこともあるのではないかということでございますけれども、これにつきましても先日の本会議のほうでもいろいろお話をさせていただいておりますけれども、そのような工事の本格化に伴って、さまざまな調整課題が出てくるということで、新たに岩手県復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議というものを立ち上げてございます。これをさらに沿岸部において、新年度には立ち上げて、それぞれ地域別に連携をとるような取り組みを始めるということでございますので、こういうものも活用しながら、効率化ということを目指していきたいと考えています。

○久保孝喜委員 1点だけお尋ねしたいと思いますが、先般新聞紙上、その他にぎわした花巻市二枚橋のシアン化合物廃液の流出事故の関係で、担当課から事情及び取組状況をお聞きしました。それで、初めて私はわかったのですが、もちろん、当該自治体が住民の安全のために動くということのももちろんそうなのですが、県の役割という点で、こうした危機

管理の際に、どういう役割を果たしていくのかということであれば、ちょっと疑問がわいた点があるわけです。

例えば流出してしまって、環境の問題になれば環境の分野で対応して、今回の場合は、幸いなことに大きな二次被害と申しますか、そういうことにならなくて済んだわけですが、そうだとすれば、こうした事故を未然に防ぐ、繰り返さないというためにどうするのかということになるわけですが、シアン化合物廃液の詰まったタンク、毒物、劇物に指定をされているもの、これは保健所の管理のもとにあると聞いていますが、今回の事故で、何か具体的に県下の保健所なりに指導が出たとか、あるいは当該の廃液を保有する企業に対して情報提供を出したとかという話が全然ないようなのです。これは県としても、こうした危機管理という観点でいうと、かなりの劇物、毒物でありますから、改めて暮らしの身近にこういうものがあったということを私どもも知ったわけですが、取り組みの経過を聞くにつけ、そうした部局を越えたトータルとしての危機管理の問題が浮上しているのではないかと思います。その点に関して何かお答えができれば。

○**小山総合防災室長** ただいまの久保委員からのお話がありましたシアン化合物の廃液についての成り行きにつきましては、環境生活部からの情報を得て状況は把握しておりました。基本的に本県の危機管理、さまざまないろんな危機事案があるということではございますけれども、担当部局がメインになりつつ、対応につきましては我々がフォローするというような、基幹部署としてそういった仕組みをとっております。

今回の事故以降につきまして、例えば県下に注意喚起と申しますか、管理の徹底を促す等々の報道と申しますか、そのような動きについては、まだこれからどうするのかということは聞き及んでいなかったところではございますけれども、危機管理部署として、そのような形で確認しながら対応させていただきたいと思っております。

○**久保孝喜委員** 今の答弁ではっきりしているように、全体の危機管理を統括する部署が、残念ながら、この件に関してはこの時点までなかったということになるわけです。今回の事故は、原因ははっきりしているわけです。タンクの近辺で除雪をして、バルブを壊してしまったと。結果、シアン化合物廃液が流出したと。たまたま今回は積雪があったために、流出はしているのですが、雪がそれを吸収して大きな流出ということにはならなかったわけですが、したがって、不幸中の幸いであったということなわけです。

本県のように雪の多いところでの野外における廃液タンクの構造の問題が当然浮かび上がってくるわけで、こうした事例というのはほかの企業や施設でも当然起こり得るというふうに、想像力を働かせなくても、だれが見てもわかる話なわけです。そうすると毒物、劇物の管理をしている県が、その注意喚起を全県下あるいは全担当部署に周知をする、あるいは企業に対して注意喚起情報を行うというようなことは当然の一步として、私はやられていいのではないかと思います。その点に関して、そういう縦割りを越えた危機管理のあり方ということが、改めて浮上したものだと思っております。その点に関して、今後の考え方、見解をお示しいただきたいと思っております。

○**小山総合防災室長** トータルとして、どのような対応が、総論的なというような言い方になるのかもしれませんが、そういった注意喚起も含めまして、このような事故があった場合、どのような動きが必要だということにつきましては、今後我々のほうから何らかの形で発出して、庁内で共有をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**佐々木努委員** 私からも1点だけ。きのうの一般質問でドクターヘリのヘリポートについて質問させていただいて感じたことなのですけれども、盛岡東警察署の屋上のヘリポートを使って搬送しているということなのですが、御存じかと思いますが、冬場は積雪があって使えないというような状況で、今は県営野球場の駐車場で、職員が雪が降るたびに雪かきをしに行くという話を聞いておりますが、そのような状況になっています。

そういう中で、もし盛岡市の中心部でヘリコプターが冬場に降りるところがないといった場合に、そこに地震が来た際に、それでは一体どこに防災ヘリ等が降りるのかというような問題が出てくるのではないかと思うのです。冬場で、積雪があって、もしそのような状況になったときに、岩手県地域防災計画上はどこに降りることになっているのでしょうか。

○**小山総合防災室長** 冬場につきましては、今佐々木委員の御指摘にあったとおり、盛岡東警察署の屋上ヘリポートは使いにくいということで、盛岡東警察署の屋上ヘリポートができる前は、南大橋の右岸になりますか、下流域に広場があります。より具体的なお話しさせていただきますと、盛岡消防本部にお願いしまして、警戒をしきながら、ヘリをおろしたと。直近で言えば、盛岡南消防署仙北出張所から出していただきました。そのような形で対応しておりましたし、また急ぐときには、県立中央病院の付近に学校があったやにも記憶していますが、そのようなところも使わせていただいた経緯がございます。

いずれ、盛岡東警察署におきましては、積雪が上から落ちるのが危険だというふうな状況でございますので、積雪期にありましては、確かに踏み固まっていない状況ではホワイトアウトみたいな危険もありますけれども、それにつきましては、何回かダウンウォッシュで飛ばしながらというふうなテクニックがあるわけですが、そのような形で地上隊が安全確認をしながらおろして、緊急搬送するというようなことで対応をしております。その状況に合わせて、主にそのようなときには、盛岡市周辺の、今までの経過からですと南大橋の下流ということになるかと思っておりますけれども、そのようなことで対応するようなことにしております。

○**佐々木努委員** 何か大きな災害があったときは、やはり県庁というか、この周辺が対策本部の中心になると思うのです。そういうときに、積雪の影響でヘリポートが使えないような状況になることは、非常にまずいことであって、いかなる状況下であっても、ヘリポートはしっかり使えるというふうな体制をつくっていかねばならないと思うのですが、これは県警本部のほうも関連すると思うのですけれども、そういう面でのやりとりというのはしっかりされているのか。これはドクターヘリ関係もありますけれども、さまざまな部署で、さまざまな場面で、必ずそこが使えるというふうな、そういう体制をとるべき

ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**小山総合防災室長** まさしく佐々木委員のおっしゃるとおりで、我々と言うのはおかし
いかもしれませんが、防災ヘリを扱う我々としてはという意味なのですが、ヘリポ
ートが数多くあるということについてはそのとおりであり、毎年適地を見て、これも災害
時といいますか、緊急時にはどこにもおりられるというような航空法上のそういう規定も
ございますけれども、平時の訓練においては、航空法上の許可も得なければいけないもの
ですので、そういった適地を探しながらといいますか、できるだけ多くの空地を確保する
ように努めているところでございます。ただ、いかんせん盛岡市周辺というのは、校庭の
広さとか、周辺の建物というような関係もありまして、事前に航空法上の許可を得ている
場外離着陸場と言っていますけれども、俗にヘリポートというふうな言い方もしております
が、そのような場所の確保が少ないという現状もございます。いずれ今後とも航空隊も
そう努めておりますけれども、そのような適地確保については努めてまいり所存でござい
ます。

ただ、県警ヘリポートにつきましては、ちょっと聞き及びで恐縮ですので、県警の方が
いらっしゃる中でそういう言い方がよろしいのかあれでございまして、屋上につい
ては除雪機能をつけるような話も聞いておりましたが、結果的には、全域が除雪できるよ
うな体制ではなかったということで、やむなく冬場についてはそういった形に運用されて
いるものと聞いております。

○**名須川晋委員** まず、県の情報提供体制という観点から質問させていただきたいと思
います。

過日、県南広域振興局がILCについて、管内の花巻、一関、奥州のコミュニティFM
の3局を使ってILCの情報提供をしたという、そういう興味を喚起したということで、
非常に戦略的に効果的に使われるというふうな御認識をいただいたのではないかと思
いますが、これはこれで大変よかったと思うのですが、被災地の災害FMでござい
ますが、宮古は7月ぐらいから普通のコミュニティFMに移行します。あと大槌ですが、な
かなか厳しい状況にあります。釜石も移行できないですし、大船渡はNPO法人で4月
からというようになっています。かなり経営的には厳しいというふうにはお伺いして
います。陸前高田が災害FMなのですが、被災地ということで、やはり経営的に商店街とスポン
サーが疲弊している状態というふうなことでございます。岩手県地域防災計画でも、コ
ミュニティFMは一つの情報提供機関というふうなことで位置づけられているわけ
でございますが、これは一つの自治体の問題としてとらえることではなくて、県
としても、では、どういうふうなこれを普通のラジオ局として立ち上げる
ことが必要なのかということを検討してもいいのではないかと思いますし、仲介
をして進めていくということがあってもいいのかなと思います。例えばそれぞれ
単独では難しいとすれば、宮古と大槌とか、大船渡と釜石と陸前高田3市で1
局立ち上げるとか、これは1自治体に1FMというふうなことで総務省の法律も
そうなっていると思うのですが、この辺を復興事業に絡めて、県としても

自治体を越えた経営の展開というようなことも進めていかなければいけないと思うわけですが、いかがでございましょうか。

○佐々木副部長兼地域振興室長 今回の震災に際しましては、災害FMをいち早く立ち上げて、被災者の方に情報提供をしたというFMの有用性というのが改めて再確認されたところございまして、国のほうでも電話連絡ですぐ免許を出すという迅速な対応をしていただいたところでございます。その後、地域では有用なFMをコミュニティFMという形で継続的な情報発信ができないかということで取り組みをされているということ伺っております。しかしながら、コミュニティFMの場合は、名須川委員御指摘のとおり、経営的には自立するような形で、スポンサーを集めて経営しなければならないということで、実際継続的な経営についてはいろいろ課題を抱えていると伺っております。今、名須川委員の御指摘にありましたとおり、地域でそのようなコミュニティFMを今後どうするかということで検討も始まっていると伺っておりますので、県といたしましても地元の広域振興局からの情報提供とか、また我々でも庁内でいろいろ県として何ができるかということについては検討してまいりたいと思っております。

○名須川晋委員 例えば複数の自治体にわたりますと、アンテナの中継局等で十数本立っているような状況にならざるを得ないわけでございますが、そういうのも復興の事業と絡めてやれば、自治体の負担もまずないだろうと思っておりますので、そういう形で情報収集をし、それぞれの自治体の考え方も聞きながら、お金のかからないような形で何とか自立をさせてほしいと。現在それを聞いている方々もいらっしゃるでしょうし、あるいはそこで働いている方もいらっしゃるでしょうから、何とか自治体間の調整を図りながら、県としての役割を果たしていただければと思っております。

それと警察ですか、過日クローズアップ現代という番組を見たら、神奈川県でしたでしょうか、商店街等に防犯カメラがございました。千数百カ所あるのだそうですけれども、今県内で稼働している防犯カメラはどれぐらいあって、それをきっちりとデータベース化されているのかどうかということと、県が設置をしている防犯カメラはあるのかどうか、防犯カメラについて伺いたいと思います。

○高橋警務部長 今名須川委員からの御質問でございますが、県下における防犯カメラの総数というものは、申しわけございませんが、ただいま把握してございません。ただ、現下で主にコンビニでありますとか金融機関等、防犯カメラ等は多く設置をされております。ただ、捜査等の必要に応じまして、そういうところに協力を求めているという部分はございます。ただ、名須川委員がおっしゃってございました神奈川県でありますとか、あるいはよく東京の新宿など歌舞伎町等という形で言われている防犯カメラにつきましては、こちらについてはうろ覚えということで大変恐縮でございますが、商店街等の民間のほうで自主的に設置をして管理をしているというものであると承知をしているところでございます。防犯カメラの有用性等につきましては、各種報道等でもいろいろ実証されているところでございますので、その点については今後また検討してまいりたいと思っております。

○名須川晋委員 ちょっと気になっているものですが、検挙率の推移がわからないわけですが、防犯カメラの有用性について、以前ほど国民のアレルギー等もなくなったと思いますので・・・

〔城内愛彦委員「あるよ」と呼ぶ〕

○名須川晋委員 済みません。警察で設置をするということがあるのかないのかを確認させていただきたいと思ひますし、車上のレコーダーですね、白バイあるいはパトカー、そういうものも非常に大事なデータとして取得しているようなところもあるようでございますが、そちらについての状況を教えてください。

○高橋警務部長 まず、車上のレコーダーということでございますが、その点は恐らくではございますが、違反状況の確認という部分であろうと思ひます。常に走行中に、まちの状況について取得しているものではないということでございます。県警としてあるいは県として、防犯カメラ等の設置ということでございますが、ただいま詳細な検討状況については把握しておりませんので、ただ名須川委員御指摘の防犯カメラの有用性というものについては、県警としては認識しておりますので、この点も含めまして検討させていただきたいと考えてございます。

○高橋元委員 平泉の御当地ナンバーの申請です。これは今月と、どこかの情報でそのようなことを目にしたような気がするのですが、これは、どこでどういう形でナンバーを申請するのか。あるいはそれに対する地域の盛り上がりも必要だと思ひますし、県としてどのようにかかわっているのか、その辺をわかりやすくお願いします。

○野中交通課長 御当地ナンバーの関係でございますけれども、現在国において2月26日から6月28日まで公募をしております。これによりまして、御当地ナンバーを導入しようとする団体を所管する複数の市町村が県に応募をします。実は今回の御当地ナンバーの導入基準の中に、地域振興あるいは観光振興の中で、この御当地ナンバーの位置づけがどうなっているかというのが審査ポイントとして新規に追加されております。このようなことを勘案しまして、県が国土交通省に応募するという流れになっております。基準につきましては、今話しましたように、地域振興とか、観光振興、それから域内で10万台以上の自動車の登録があるというようなことが条件になっております。

また、地域の盛り上がり関係でございますけれども、基準の中に地域住民の具体的なニーズがあるということも条件の一つになっておりまして、先般と申しますか、昨年地域において署名活動を行っておりまして、署名の活動の中で12万7,000人ほどの署名が集まっております。ただ、地元の4市町では改めてアンケート調査等もしながら、この公募に向けた手続を進めようとしていると聞いております。

○高橋元委員 流れは大體理解をいたしました。それで、県の応募に対する取り組みはどのようになっているのか。4市町との共同歩調も必要であると思ひますし、私も個人的には、もし可能であればというふうな思ひもしているのですけれども、エリアを広げるということも難しいのかどうか、その辺を含めて答弁を。

○野中交通課長 県といたしましては、今現在4市町で取り組みを進めておりまして、世界遺産登録をした地域としては初めての御当地ナンバーということもありますので、観光振興等にも相当貢献するだろうということで、前向きに取り組みを進めていきたいと思っています。ただ、エリアにつきましては、今4市町のほうでいろいろ議論を重ねておりますので、その辺の議論を注視してまいりたいと思います。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでございました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。